

お 知 ら せ

**歯科治療における院内感染防止対策について、
下記の通り取り組んでいます。**

- 院内感染対策に係わる指針等の策定
- 院内感染対策に係わる研修の定期的な受講ならびに定期的な研修の実施
- 口腔内で使用する歯科医療機器などに対する、患者ごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等の十分な感染対策

設置装置等：高圧蒸気滅菌器

過酸化水素低温プラズマ滅菌装置

本診療料は、歯科外来診療における院内感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関です。

院内感染対策について、ご不明な点がございましたらご遠慮なくおたずね下さい。

歯科口腔外科 科長